



18歳選挙権が スタートします

公職選挙法の一部改正により、平成28年6月20日以後に公示される国政選挙から、選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられます。

これにより、18・19歳の方も「有権者」として投票できるほか、ホームページやブログ、ツイッター、フェイスブックなどを利用した「選挙運動」もできるようになります。

選挙運動の注意点



自分で選挙運動メッセージをホームページやブログに書き込むことだけでなく、他人が書いた記事などをSNS等で広めること(リツイート、シェアなど)も選挙運動になります。



候補者や政党等以外は、電子メールを利用した選挙運動はできません。



18歳未満



18歳以上

高校などで同じ学年であっても、18歳未満の方は選挙運動はできません。



選挙が公示・告示される前は選挙運動はできません。また、投票日当日もできません。

その他、公職選挙法の一部改正により、有権者が18歳未満の子どもを連れて投票所に入場できるようになりました。

選挙に関する詳しい情報は、
市ホームページへ

初めて投票する方にも分かりやすいように、投票方法や、期日前・不在者投票の方法、選挙運動のルール、過去の選挙結果などを掲載しています。
※6/11日から、WEB限定で特設ホームページも開設します。

詳しくは、各区総務課、又は選挙課(☎829・1773、☎829・1994)へ。